

3～5歳児の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます

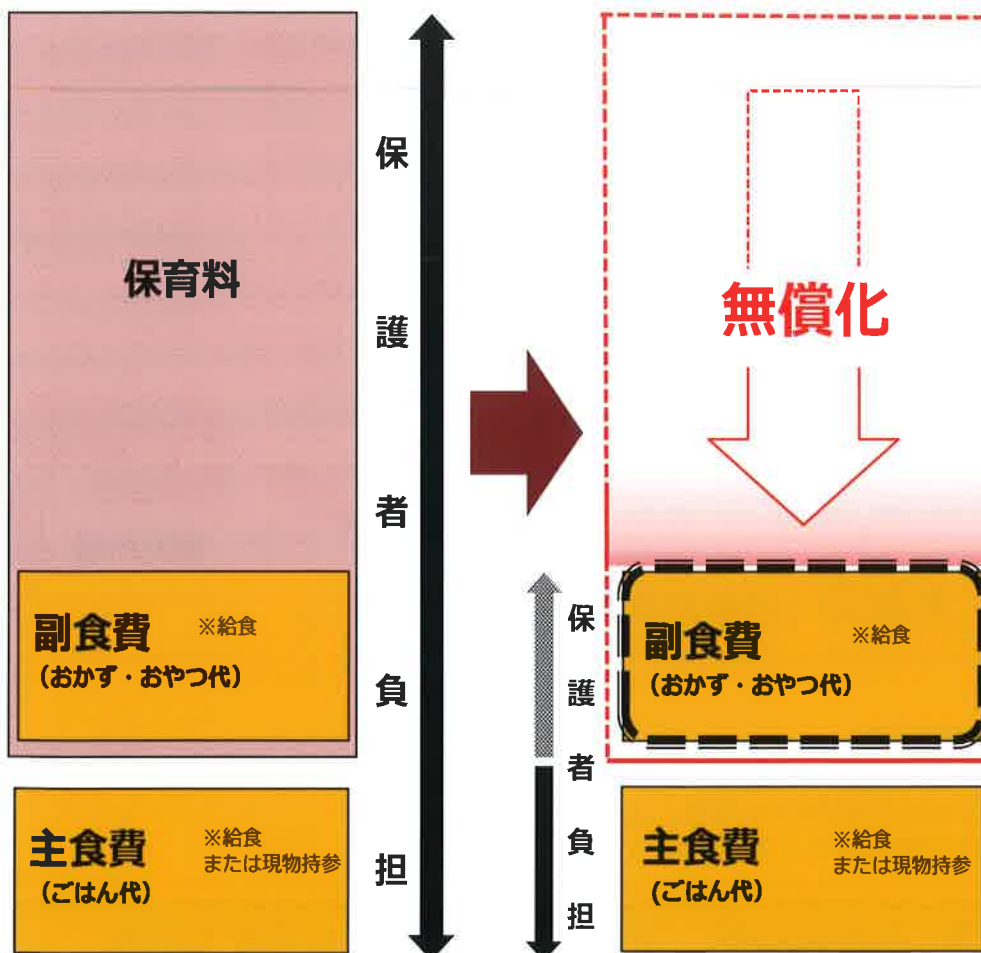
○ 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市役所又は各幼稚園にお支払いいただく必要がなくなります。（なお、0～2歳のお子様は住民税非課税世帯の方が保育料無償化の対象となります。）

（年度途中で満3歳になられるお子様については幼稚園と保育所では無償化となる対象が異なりますのでお問い合わせ下さい。）

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費：副食）については、これまで保育料に含まれており、国は無償化以後もその費用を保護者が負担することとしていますが、根室市では、子育て世帯の経済的負担の軽減などを図るため、独自に軽減制度を設け、保育所（園）・認定こども園（保育利用）に通う世帯は、主食費を除く「副食費」を無料化します。**（詳細は下記及び裏面をご覧ください。）

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



保育料が無償化されます。（国：年収360万円以上の世帯等は副食費除く）

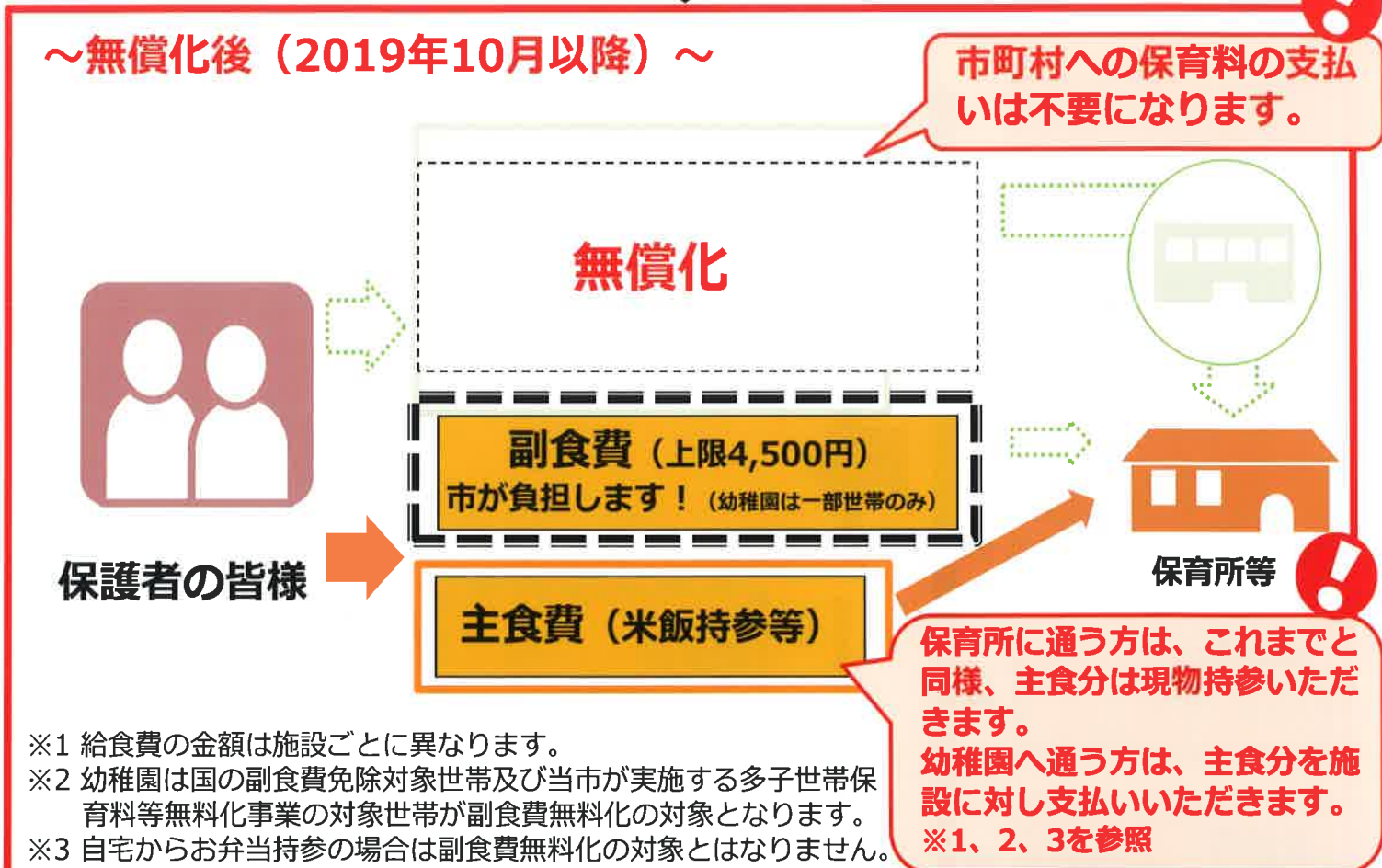
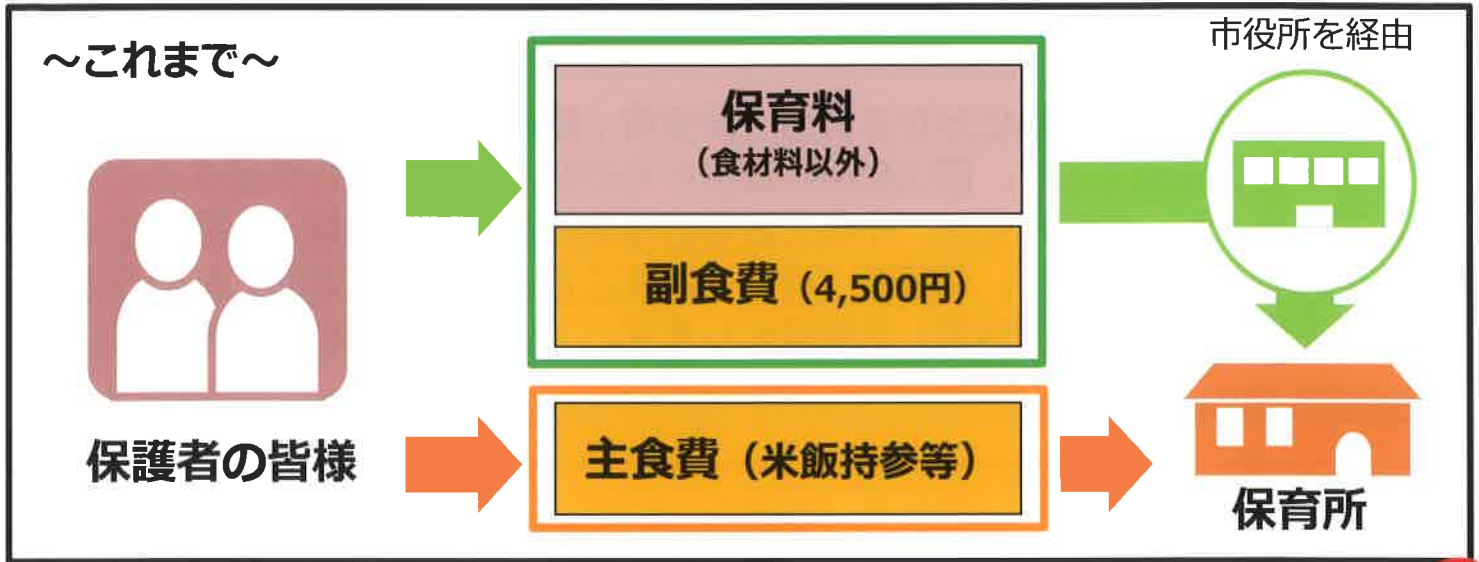
国の制度で保護者負担となる副食費を根室市は保育所（園）認定こども園（保育利用）に通う世帯の副食費を所得等に係らず無料化します。

※幼稚園は一部世帯のみ

給食費のうち、主食費は引き続き保護者の皆様のご負担となります。

（詳細は裏面）

- 現在、3～5歳児の給食費分は、
 - ・主食（お米など）分については直接、
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市を通じて、
 保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 今般、幼児教育・保育が無償化され、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則となりますが、本市では子育て世帯の保護者負担の軽減などを図るため、独自に軽減制度を設け、保育所（園）・認定こども園（保育利用）に通う世帯は、主食費を除く「副食費」を無料化します。（幼稚園は※1～3参照）



※1 給食費の金額は施設ごとに異なります。
 ※2 幼稚園は国の副食費免除対象世帯及び本市が実施する多子世帯保育料等無料化事業の対象世帯が副食費無料化の対象となります。
 ※3 自宅からお弁当持参の場合は副食費無料化の対象とはなりません。

本年10月から幼児教育・保育の 無償化が始まります！

対象者は？

3～5歳児の方については、保育の必要性、利用施設等によって、適用されるか決まります。

(概要は下表のとおりです)

0～2歳児までの方については、**住民税非課税世帯の方のみ無償化の対象となります。**

保育の必要性

保育の必要性とは？

保護者の就労、疾病、障がい、妊娠・出産等により、日中家庭で子どもの保育ができないと認められる状況のことです。

なお、保育の必要性が認められるには**市への申請が必要**です。(すでに保育所等へ通っており、認定をお持ちの方は申請不要)

保育所(園)、幼稚園、認定こども園を ご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦等)	保育の必要性あり (共働き家庭等)
保育所(園) 公立、民間	—	無償
認定こども園 カトリック	無償	
幼稚園 つくし、睦の園	無償 ※満3歳以上の子どもが対象	

※認可外保育施設等のみを ご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦等)	保育の必要性あり (共働き家庭等)
認可外保育 施設等 (なお、認定こども園や 幼稚園を利用している場 合は、そちらの保育料が 無償化の対象です。)	対象外	無償 (3～5歳児:37,000円 /月まで) (0～2歳児:42,000円 /月まで、ただし住民税 非課税世帯)

幼稚園等の預かり保育を ご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦等)	保育の必要性あり (共働き家庭等)
預かり保育 (幼稚園または 認定こども園)	対象外	無償 (11,300円/月まで) ※満3歳クラスの住民税 非課税世帯は、 16,300円/月まで

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設や保育所の一時預かり等です。

対象となる3歳児って？

満3歳になって初めての4月1日を経過した子ども(=3歳児クラスの子ども)が対象となります。**ただし、幼稚園については満3歳以上の子どもが対象となりますのでご注意ください。**

裏面も見てね！



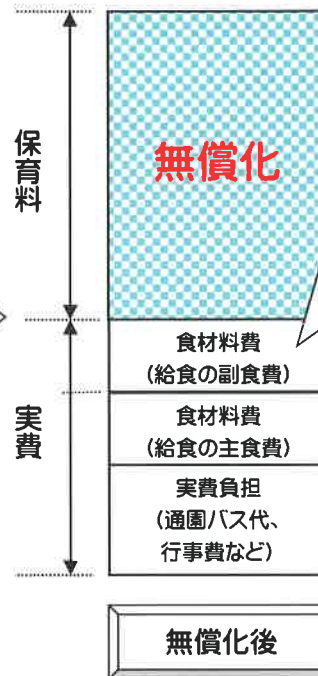
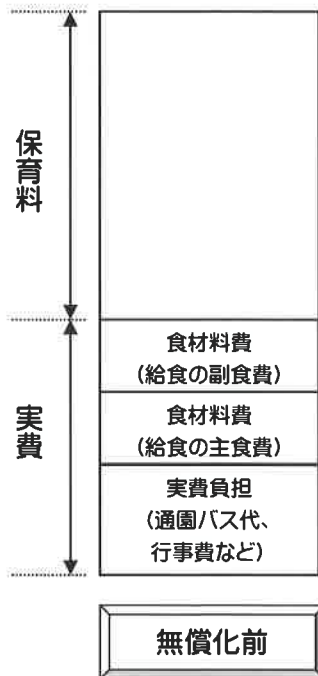
3歳～5歳児の費用のイメージ(0～2歳児は無償化前の2号認定と同様に変更ありません。)

保育料及び保育所の給食材料にかかる費用(給食費:副食)については、これまでも保育料に含まれており、国は無償化以後もその費用を保護者が負担することとしておりますが、根室市では、子育て環境の一層の向上を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減などを図るため、独自に軽減制度を設け、保育所(園)・認定こども園(保育利用)に通う世帯については、主食費を除く「副食費」を無料化します。(詳細は下記をご覧ください。)

1号認定子ども(教育利用・3歳以上の子ども)

●該当する施設

- ・幼稚園
- ・認定こども園(教育利用)



本年10月から年収が360万円未満の世帯、多子世帯に限り月額4,500円まで、国の副食費無料化の対象となります。

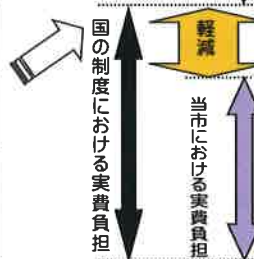
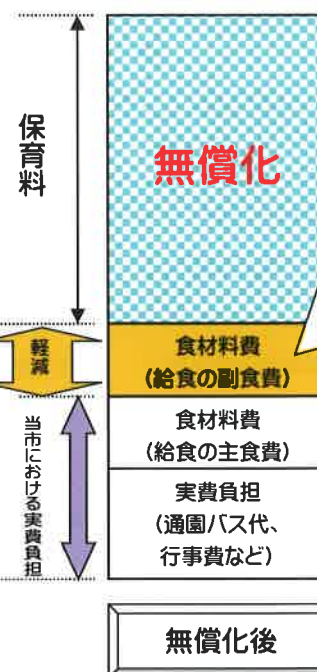
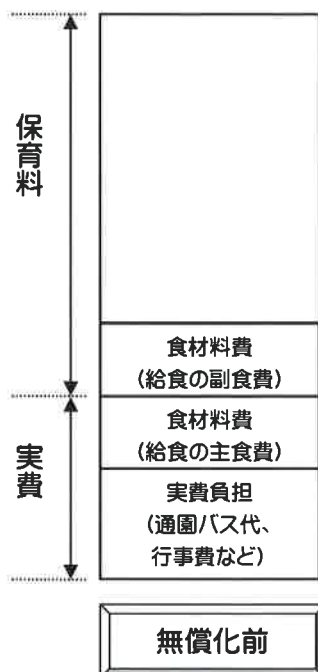
(市の第3子以降保育料無料化事業の対象者も市独自の副食費無料化の対象です。)

※これらの副食費無料化対象にならない方は、これまでと同様に給食費をご負担いただきます。

2号認定子ども(保育利用・3歳以上の子ども)

●該当する施設

- ・保育所
- ・認定こども園(保育利用)



本年10月から根室市は、国の副食費無料化対象外の世帯で、副食費の支払い(月額4,500円まで)が必要となる世帯についても、市独自に軽減制度を創設しますので、保育所(園)、認定こども園(保育利用)に通う世帯は、副食費が所得等に係らず無料化となります。

【お問い合わせ先】

根室市役所 こども子育て課 こども子育て担当 Tel:0153-23-6111 内線 2180・2186